

【事業主と共同で行う健康診査・事後指導等】

・共同利用目的

健康診断等の事業を共同して行い、被保険者・被扶養者に対して健診結果に基づく事後指導等を効果的に行うため

・共同して利用する個人データの項目

生活習慣病予防検診、人間ドックの受診者の氏名、生年月日、住所、電話番号、事業所名、事業所社員コード、検診未実施項目、検診種目名、検診受診日、検診実施機関名、検診実施機関所在地、相談・指導内容、所見

・共同利用者の範囲

事業主、健康保険組合、産業医、委託先事業者

・データ保護管理者の氏名または名称

(当組合) 常務理事

(事業所) 事業主

【健康保険組合連合会（健保連）との共同事業】

・健保連との高額医療事業の共同実施について

当健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

・共同して利用する個人データの項目

「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データのすべての項目

・レセプトデータを共同利用する者の範囲

当組合 高額医療交付金交付事業担当者、事務長、常務理事

健保連 交付金交付事業グループ・高額医療担当職員

業務委託先 公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社

・レセプトデータを共同利用する者の利用目的

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・交付金事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報除いたうえで、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

・レセプトデータ等の管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

JR東海リテイリング・プラス健康保険組合

東京都中央区京橋2-5-17 京橋SKビル6階

理事長 松尾 啓史

管理責任者 常務理事

健康保険組合連合会

東京都港区南青山1-24-4

会長 宮永 俊一

管理責任者 組合サポート部長